

## 区画整理だより

UR都市機構

堺都市再生事務所 発行

権利者の皆様におかれましては、土地区画整理事業の推進にご理解ご協力いただきましてありがとうございます。今回は、「第10回土地区画整理審議会の報告について」他2件についてお知らせいたします。

### 第10回土地区画整理審議会の報告について

令和3年6月11日（金）に第10回土地区画整理審議会が開催されました。

内容は、特別の宅地に関する措置、換地設計の一部決定（残区域）、早期に工事着手を予定する二度移転街区（A、B等）の仮換地指定について答申をいただきました。

その他、先行整備街区Aの使用収益開始、二度移転街区の個別面談状況、工事進捗状況、ドローンによる空撮動画等を用いた事業進捗状況について、当機構よりご報告いたしました。

当審議会を経て、二度移転街区（A、B等）の仮換地指定（令和3年6月30日効力発生）を通知させていただきました。

引き続き、二度移転街区（C、D、E）の権利者様へ仮換地及び宅地整備計画案の個別説明を行います。また、二度移転街区A、B等の権利者様へ移転補償に関する個別説明を進めておりますので、引き続きご協力いただけますようお願い申し上げます。



第10回審議会

## 先行整備街区A仮換地の使用収益開始について

先行整備街区Aは、去る令和3年6月16日（水）に仮換地の使用収益を開始いたしました。



令和3年6月25日撮影

## 先行整備街区Aの住宅再建についてのお問い合わせについて

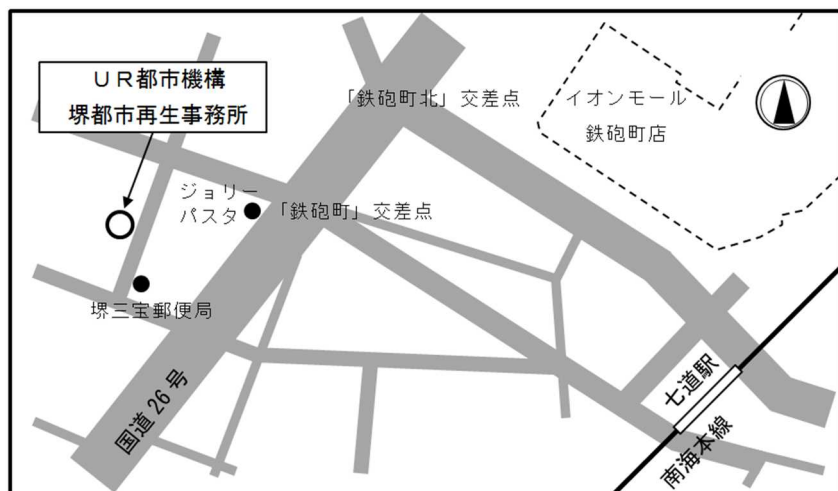
先行整備街区 A の権利者の方々につきましては、仮換地における住宅再建に向けて、ハウスメーカー等と建築設計についてご相談をすすめていることかと存じますが、宅地に関するご不明な点等がありましたら、当機構（下記連絡先）までお気軽にお問い合わせください。

また、当事務所ホームページに資料請求等の各種様式を掲示しております。

今後とも、本事業にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

### 土地区画整理事業に関する問い合わせ先

ご不明の点やわからないことがありましたら、当機構までお気軽にお問い合わせください。



## UR都市機構

独立行政法人都市再生機構西日本支社  
堺都市再生事務所

〒590-0906

堺市堺区三宝町4丁274番地2

TEL：072-282-7722